⑵柏木新作
　徴収清算金　　金０円
　交付清算金　　金165,950円
　供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
　町名地番　平塚市北金目字北久保1696―１
　地　　目　宅地
　地　　積　435.84㎡
換　　地
　町名地番　平塚市北金目一丁目22―２
　地　　目　宅地
　地　　積　360.88㎡
清算金額
　徴収額０円、交付額165,950円、
　供託すべき額０円
⑶守泉市五郎
　徴収清算金　　金０円
　交付清算金　　金０円
　供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
　町名地番　平塚市北金目字竹ノ内1383
　地　　目　墳墓地
　地　　積　29㎡
換　　地
　町名地番　平塚市北金目二丁目14―35
　地　　目　墓地
　地　　積　29.10㎡
清算金額
　徴収額０円、交付額０円、
　供託すべき額０円
⑷近衛商事株式会社
　徴収清算金　　金０円
　交付清算金　　金129,950円
　供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
　町名地番　平塚市真田字生延743―33
　地　　目　公衆用道路
　地　　積　8.06㎡
換　　地
　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算第104条第１項により消滅
清算金額
　徴収額０円、交付額129,950円、
　供託すべき額０円
⑸三鈴商事株式会社
　徴収清算金　　金０円
　交付清算金　　金510,400円
　供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
　町名地番　平塚市真田字生延741―11
　地　　目　宅地
　地　　積　2.59㎡
換　　地
　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算第104条第１項により消滅
清算金額
　徴収額０円、交付額41,700円、
　供託すべき額０円
従前の土地
　町名地番　平塚市真田字生延741―17
　地　　目　宅地
　地　　積　3.65㎡
換　　地
　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算第104条第１項により消滅
清算金額
　徴収額０円、交付額57,900円、
　供託すべき額０円
従前の土地
　町名地番　平塚市真田字生延742―１
　地　　目　公衆用道路
　地　　積　8.07㎡
換　　地
　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算第104条第１項により消滅
清算金額
　徴収額０円、交付額125,100円、
　供託すべき額０円
従前の土地
　町名地番　平塚市真田字生延743―65
　地　　目　宅地
　地　　積　17.72㎡
換　　地
　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算第104条第１項により消滅
清算金額
　徴収額０円、交付額285,700円、
　供託すべき額0円
⑹株式会社正和商事
　徴収清算金　　金０円
　交付清算金　　金278,066円
　供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
　町名地番　平塚市北金目字竹ノ内1363―８
　地　　目　宅地
　地　　積　6.56㎡
換　　地
　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算第104条第１項により消滅
清算金額
　徴収額０円、交付額278,066円、
　供託すべき額０円
⑺住崎ナカ（登記名義人柴崎佐一郎死亡による法定相続人）
　徴収清算金　　金０円
　交付清算金　　金294,800円
　供託すべき金額　金０円
清算金額内訳
従前の土地
　町名地番　平塚市真田字寺尾前828―２
　地　　目　公衆用道路
　地　　積　52㎡
換　　地
　土地区画整理法第95条第６項により金銭清算第104条第１項により消滅
清算金額
　徴収額０円、交付額294,800円、
　供託すべき額０円

（注意事項）

１　「徴収清算金」は、貴殿から施行者（当機構）に清算金をお支払いただきます。
　「交付清算金」は、施行者（当機構）から貴殿に清算金をお支払いします。
　「供託すべき金額」は、交付すべき清算金に係わる土地に、質権、先取特権又は抵当権があるときは、質権等を有する権利者から「供託しなくてもよい旨の申出書」が指定期限までに提出されない限り、「供託すべき金額」を供託することとなります。
２　所有権、借地権及び敷地権を有する各筆の土地について、徴収すべき清算金と交付すべき清算金とがあるときは、土地区画整理法第111条の規定により両者を相殺し、相殺後の上記の金額を徴収又は交付します。なお、相殺に当たっては、交付すべき清算金を徴収すべき清算金のうち金額の少ないものから順次充当しましたので、ご了承ください。
３　「徴収清算金」の額が、10万円を超えるときは、分割して納付することができますので、分納を希望される方は、清算金分納申請書をご提出ください。

（教示）

１　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）
２　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

（連絡先）

〒163―1321
東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
独立行政法人都市再生機構
首都圏ニュータウン本部
販売営業部販売ＣＳチーム
ＴＥＬ03―3347―0932
ＦＡＸ03―3347―0485

以　上